平成２４年（フ）第４９７０号
東京都墨田区向島２丁目７番８号
破産者　株式会社白兵衛
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７１号
東京都墨田区東墨田２－３―13―203、開始決定時の住所東京都墨田区向島２丁目７－８
破産者　工藤　美道
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７４号
東京都足立区竹の塚２丁目29番14号
破産者　株式会社のんのこ
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７５号
東京都足立区足立１丁目３－４
破産者　星野保也一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２４号
神奈川県横浜市西区平沼２丁目４番19号
破産者　株式会社アイテック
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０７１号
東京都中央区佃２丁目１番１―3214号
破産者　株式会社シィンク
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０７２号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目17―２―909
破産者　齊藤　輝博
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０７８号
埼玉県春日部市備後東６丁目13番８号、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区南池袋４丁目１番10号
破産者　愛朋産業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０７９号
東京都足立区舎人１丁目25―23
破産者　百市黛こと　張　　黛絲
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０８０号
宮崎県宮崎市城ヶ崎３丁目14―９―Ｂ―202、開始決定時の住所東京都足立区舎人１丁目25―23
破産者　百市　勇一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０８１号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川1322番地の１
破産者　有限会社弘進製作所
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１３７号
千葉県松戸市栗ケ沢771番地の34
破産者　有限会社住まいの情報ステーション
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８４号
千葉県我孫子市高野山579番地
破産者　株式会社エーアルイー
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８５号
千葉県我孫子市高野山579
破産者　荒井　榮二
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３３９号
東京都渋谷区桜丘町９番16号
破産者　株式会社エス・アンド・ピー・カンパニー
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３４０号
東京都世田谷区経堂４丁目５－４　第二昭伸ハイツ203
破産者　桑村　廉夫
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４４０号
東京都足立区綾瀬３丁目14―６―402
破産者　名村　真人
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４４１号
東京都足立区綾瀬３丁目14―６―402
破産者　名村デボラリンこと　ナムラ　デボラ　リン　プリム
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８１６号
東京都足立区竹の塚７丁目15―12―305
破産者　坂原　春好
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０７４号
東京都清瀬市中里６丁目54―７　ラビオン協和６－Ｄ
破産者　殿井　成子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０８９号
東京都東村山市本町４丁目15　本町アパート４―1105
破産者　鈴木　雄二
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部